

最高裁秘書第 5175 号

令和元年 10 月 28 日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

答申書の写しについて（送付）

下記の諮問については、令和元年 10 月 18 日に答申（令和元年度（最情）答申第 47 号）をしたので、答申書の写しを送付します。

記

諮問番号 平成 30 年度（最情）諮問第 99 号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話 03（3264）8330（直通）

諮詢日：平成31年3月25日（平成30年度（最情）諮詢第99号）

答申日：令和元年10月18日（令和元年度（最情）答申第47号）

件名：職員を採用する際に使用した全国の裁判所の欠員状況が書いてある文書の不開示判断（不存在）に関する件

答申書

第1 委員会の結論

「裁判所職員採用試験合格者を採用する際に使用した、全国の裁判所の欠員状況が書いてある文書（最新版）」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成31年2月28日付で原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮詢がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書が本当に存在しないか不明である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

裁判所職員採用試験合格者の採用は、各庁において行っており、最高裁判所では本件開示申出文書を作成する必要はないため、本件開示申出文書を作成又は取得していない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮詢について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成31年3月25日 諒問の受理

- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 令和元年8月23日 審議
- ④ 同年9月20日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 裁判所法64条及び裁判官以外の裁判所職員の任命等に関する規則の規定によれば、裁判官以外の裁判所職員の任免は最高裁判所、各高等裁判所、各地方裁判所及び各家庭裁判所がこれを行うこととされている。このことを踏まえて検討すれば、裁判所職員採用試験合格者の採用は各庁において行っていることから、最高裁判所において本件開示申出文書を作成し又は取得する必要はないという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められる。

2 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 久保 潔

委員 門口正人